平成２６年（フ）第７６５号
千葉市緑区おゆみ野４丁目19番地１　シティーフローラＢ205号
債務者　伊藤美津恵
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７１号
千葉県船橋市宮本２丁目１番19―505号
債務者　秋山　芳子（旧姓菅藤）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３０７号
神奈川県秦野市ひばりヶ丘１番９号
債務者　内田　瑞穂
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８３号
神奈川県足柄上郡大井町山田1136番地
債務者　川口みゆき（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４６８号
愛知県小牧市大字小牧3522番地　山北宿舎５棟205号
債務者　永田久仁子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５０号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅２棟604号
債務者　中村眞由美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６２号
高知市城山町244番地１　クレセントトーヨー Ａ棟102号
債務者　勝賀瀬　梢
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３１８号
高知市城山町244番地１　クレセントトーヨー Ａ棟102号
債務者　勝賀瀬　太
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３２４号
高知市長浜5183番地　佐々木英光方２階
債務者　八木　瑠衣
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
香川県三豊市三野町吉津乙89番地
債務者　大西　清智
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２９８号
神奈川県平塚市公所409番地の10
債務者　小旗　博和
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６１号
神奈川県厚木市温水108番地20
債務者　押尾　　愛
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３７０号
神奈川県小田原市小八幡２丁目１番２―504号　県営小八幡団地２号棟
債務者　今井　達也
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８７号
神奈川県厚木市栄町２丁目２番31号　アミニティ栄301
債務者　加藤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７９号
愛知県豊川市明野町１丁目25番地の３　明野住宅２棟402号
債務者　小栗　美紀
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第１８４号
愛知県豊橋市高師石塚町字石塚21番地２203
債務者　小野田知二
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月15日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部